

令和2年6月5日

学生の皆さんへ

富山大学長 齋藤 滋

新型コロナウイルス感染症の拡大により、私たちの生活は一変し、生活と行動の変容が求められる状況になっています。同時に、人間社会の在り方そのものも問われているように思われます。

この未曾有の事態に対して、知の府である大学は、その課題に真正面から立ち向かい、解決の指針を示し、積極的提言を行うべきであると考えています。

4月以降本学としては、この苦難の中で、まず、学生諸君の教育を第一に考えてきたつもりです。入学式は取りやめることになりましたが、オリエンテーションを工夫して開き、新入生に各学部の教育方針と内容を示し、情報処理の授業と履修登録の説明によって新たな遠隔の学びに対応できるようにしました。

ただ、遠隔授業に移行するに当たって諸準備のため学年暦を2週間後倒しせざるを得ませんでした。しかし、教員及び職員の努力により、4月23日から遠隔授業をどうにか開始することができました。臨時に実施した遠隔授業に関するアンケート(5/12~18)結果によれば、一部の授業で改善を求められてはいるものの、高い評価を得ている授業も数多くありました。

学生への経済支援に関しては、生活費が困窮している学生の支援を最優先に考え、奨学一時金一人5万円の給付を5月12日から開始しました。財政的に決して豊かではない本学ですが、現状で実施可能な最大限のものとして総額7,600万円(約1,500人を想定)を富山大学基金から支援することにしました。また、国等の支援に関するあらゆる情報を収集し学生の皆さんへの情報発信にも努めているところです。

しかしながら、多くの方から要望や意見が寄せられていますので、これまでの本学の対応について説明します。

1. 前学期の授業について

緊急事態宣言により外出自粛や休業要請もありましたが、4月23日から遠隔授業を開始し学生の皆さんの学修機会を確保しました。その後、5月14日に緊急事態宣言の解除に伴い、対面型授業を段階的に再開することとしました。

講義科目は6月1日から、実験・実習・実技・演習科目は5月25日から再開していますが、一部授業は遠隔授業を継続しています。詳細は、各学部等からの案内にしたがってください。

学生から対面型授業に不安の声が上がっていますが、実験・実習・実技・演習科目については、これ以上実施することができなくなった場合、特に4年生や大学院生の多くの学生が卒業・修了や国家試験受験に影響が生じます。また、授業の目的は、単に知識を授けることのみならず、他者とのコミュニケーションを通し理解を深め、よりよい人間関係をつくり上げることにもあると考えます。このような理由から、対面授業も行うことができるとしました。

対面型授業再開に当たっては、十分な感染対策を行っていますが、5月20日にお知らせしたとおり、学生の皆さん自らも、自身の身を守り、感染拡大を防止するための注意事

項を徹底するよう自覚をもって行動してください。

2. 生活困窮学生への支援について

今般の新型コロナウイルス感染症の影響で、ご家族を含め多くの学生の皆さんが経済的に困難な状況にあることは十分承知しています。国も、家計の急変により、学業継続を諦めることがないよう支援策を講じています。

本学としては、まずは、国が実施している高等教育修学支援新制度（授業料等減免＋給付型奨学金）や日本学生支援機構の奨学金制度の活用を促すために、全学生に対しホームページやメール等で複数回案内しています。中には、学費等を賄うためのアルバイト収入が激減した場合に活用できる奨学金制度もありますので、積極的に学生支援の窓口にご相談してほしいと思っています。

次に、本学独自の緊急的経済支援として、先に述べましたように生活費が困窮している学生を最優先に考え、奨学一時金5万円の支援業務に取り掛かり、連休明け間もない5月12日に支援を開始することができました。繰り返しになりますが、これは、本学において実施可能な最大限の経済支援策となっています。

この支援策についてご理解いただきたいことは、緊急的経済支援の対象を①令和2年度前期授業料免除申請者、②私費外国人留学生（正規生）のうち生活困窮者、③家計急変に伴い新たに修学支援新制度を申請した者とし、全学生を対象としていないことです。新型コロナウイルス感染症による家計への影響は、学生あるいはご家庭によって様々です。その中で今回の対象者を上記に決定したのは、過去の調査やアンケートなどから生活困窮度が高く生活費への打撃が大きいと判断したからです。

また、原資である富山大学基金は、主に民間企業・団体、本学の卒業生、旧教職員及び現教職員の寄附金で賄われており、例年、学生の海外派遣などの国際交流事業、若手研究者育成のための事業、教育研究環境整備等多くの事業を実施していますが、これらすべての事業を停止し学生の経済支援を最優先にすることとしました。現在、原資の確保がまだ不十分であることから、いろいろな機会に寄附を募っています。本学としては、限られた原資のなかで、できるだけ多くの学生を支援したいと考えており、今後の状況に鑑みながら新たな経済的支援も検討することとしています。

さらに、富山県あるいは一般の方からも現物（マスク・米等）支援の申し入れがあり、学生の皆さんにお渡しできるよう対応しています。学生の皆さんの他、附属学校園の園児・児童・生徒に、また附属病院の医療関係者に対する支援もたくさんいただいています。

このように、学内外の大勢の方々からいただいたご支援を、学生の皆さんにもご理解いただき、ともに感謝の気持ちを忘れないようにしたいと思います。

3. 授業料の納付について

すでにご案内のとおり、前期の授業料の納入期限については、当初5月下旬（引落とし5月26日、振込み5月29日）を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症による家計への影響を考慮し、全学生一律に7月下旬（引落とし7月28日、振込み7月31日）まで延長したところです。

また、これまでも授業料の徴収に関しては、決められたルールのもとで、経済的な理由や特別な事情がある場合は徴収猶予あるいは分納（月割り）の対応をしています。アルバイト収入の激減などで学費の工面が難しくなったなど様々な事情が考えられますが、いずれの場合も理由を明確に記載して学長へ申請する必要がありますので、学生支援課又は各学部教務担当窓口にご相談してください。

4. 授業料の免除について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、経済的理由により修学が困難となった場合あるいはアルバイト収入の激減により学費納入が困難になった場合は、国が実施している高等教育修学支援新制度（授業料等減免＋給付型奨学金）や日本学生支援機構の奨学金制度を活用するよう、全学生に対しホームページやメール等で複数回案内しています。

この制度は、要件を満たせば随時申し込むことができますので、積極的に学生支援の窓口にご相談してください。

また、本学においても、緊急措置として令和2年度前期分授業料免除申請を追加募集することとし、5月25日付けでお知らせしました。対象を全学生（非正規生を除く）とし申請期限を6月26日までとして募集していますので、申請を希望する学生は、各キャンパスの学生支援担当窓口にご相談してください。

5. 遠隔授業（非対面型授業）の受講に伴う措置について

遠隔授業の実施に際し、事前に行った受信環境のアンケート調査では、9割以上の学生からインターネット環境があるとの回答がありました。一方、「パソコンがない」「インターネット回線の速度・容量等に不安」といった声もありました。

本学では、自宅にパソコン、スマートフォンやインターネット環境がなく、遠隔授業の受講が困難な学生には、モバイルルーターの貸し出しや総合情報基盤センター端末室での受講を認めています。

6月以降は、講義科目で対面型授業を再開しますが、一部の科目では遠隔授業が継続されますので、受信環境等に不安のある学生は、所属学部等の教務担当窓口ご連絡してください。

6. 学生支援情報等の周知について

経済的支援に関する情報は、本学WEBサイト「キャンパスライフ」に集約し、情報提供を行っているところです。このサイトへは、本学WEBサイトトップページに掲載している「新型コロナウイルスに関する対応について」からもリンクされています。

このほか、学生への周知徹底を図るため、学務情報（ヘルン）システム掲示板への掲載にあわせ、周知内容に応じ、全学生（もしくは対象学生）にメール配信しているほか、本学独自のスマホアプリ「とみだい iNfo」でもお知らせしています。

なお、今回の新型コロナウイルス感染症の影響に係る経済的支援情報については、上記方法による学生周知だけでなく、全学生の保証人にも郵送にてご案内したところです。

また、学生支援の情報発信は、経済的なものだけではなく、渡航情報、帰国・入国時の対応、感染予防・健康管理、学生相談（メンタルケア等）、就活情報・相談対応など様々な情報を発信しています。

今後も、学生支援情報をあらゆる方法を駆使して発信していきますので、必要な情報を把握してください。

以上